

動物の愛護及び管理に関する法律

(特定動物の飼養又は保管の許可)

第二十六条 動物園その他これに類する施設における展示その他の環境省令で定める目的で特定動物の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 特定動物の種類及び数
- 三 飼養又は保管の目的
- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する事項
- 八 その他環境省令で定める事項

(許可の基準)

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 飼養又は保管の目的が前条第一項に規定する目的に適合するものであること。
- 二 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になつた場合における措置に関する基準に適合するものであること。
- 三 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ この法律又はこの法律に基づく処分違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ロ 第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分の日から二年を経過しない者
 - ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

動物の愛護及び管理に関する法律施行令

(特定動物)

第三条 法第二十五条の二の政令で定める動物は、別表に掲げる種（亜種を含む。）であつて、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成十七年政令第百六十九号）別表第一の種名の欄に掲げる種（亜種を含む。）以外のものとする。別表（第三条第一項及び第九条第一号関係）

科目	種名
一 哺乳綱	
(一) 霊長目	
アテリダエ科	
おながざる科	ケルコケブス属（マンガベイ属）全種 ケルコピテクス属（オナガザル属）全種 クロロケブス属全種 コロブス属全種 エリュトロケブス・パタス（パタスモンキー） ロフォケブス属全種 マカカ属（マカク属）全種 マンドリルルス属（マンドリル属）全種 ナサリス・ラルヴァトゥス（テングザル） パピオ属（ヒヒ属）全種 ピリオコロブス属（アカコロブス属）全種 プレスビュティス属（リーフモンキー属）全種 プロコロブス・ヴェルス（オリーブコロブス） ピュガトリクス属（ドゥクモンキー属）全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種 シミアス・コンコロール（メンタウエーコバナテングザル） テロピテクス・ゲラダ（ゲラダヒヒ） トラキュピテクス属全種
てながざる科	てながざる科全種
ひと科	ゴリルラ属（ゴリラ属）全種 パン属（チンパンジー属）全種 ポンゴ属（オランウータン属）全種
(二) 食肉目	
いぬ科	カニス・アドゥストゥス（ヨコスジジャッカル） カニス・アウレウス（キンイロジャッカル）

	<p>カニス・ラトランス (コヨーテ)</p> <p>カニス・ルプス (オオカミ) のうちカニス・ルプス・ディンゴ (ディンゴ) 及びカニス・ルプス・ファミリアリス (犬) 以外のもの</p> <p>カニス・メソメラス (セグロジャッカル)</p> <p>カニス・スイメンシス (アビシニアジャッカル)</p> <p>クリュソキュオン・ブラキュウルス (タテガミオオカミ)</p> <p>クオン・アルピヌス (ドール)</p> <p>リュカオン・ピクトゥス (リカオン)</p>
くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	<p>アキノニクス・ユバトゥス (チーター)</p> <p>カラカル・カラカル (カラカル)</p> <p>カトプマ・テンミンキイ (アジアゴールデンキャット)</p> <p>フェリス・カウス (ジャングルキャット)</p> <p>レオパルドゥス・パルダリス (オセロット)</p> <p>レプタイルルス・セルヴァル (サーバル)</p> <p>リュンクス属 (オオヤマネコ属) 全種</p> <p>ネオフェリス・ネブロサ (ウンピョウ)</p> <p>パンテラ属 (ヒョウ属) 全種</p> <p>プリオナイルルス・ヴィヴェルリヌス (スナドリネコ)</p> <p>プロフェリス・アウラタ (アフリカゴールデンキャット)</p> <p>プマ属 (ピューマ属) 全種</p> <p>ウンキア・ウンキア (ユキヒョウ)</p>
(三) 長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
(四) 奇蹄 (てい) 目	
さい科	さい科全種
(五) 偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	ギラファ・カメロパルダリス (キリン)
うし科	<p>ビソン属 (バイソン属) 全種</p> <p>スュンケルス・カフェル (アフリカスイギュウ)</p>
二 鳥綱	
(一) ひくいどり目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
(二) たか目	

コンドル科	ギェンノギェプス・カリフォルニアヌス (カリフォルニアコンドル) サルコランフス・パパ (トキイロコンドル) ヴルトウル・グリュフス (コンドル)
たか科	アエギェピウス・モナクス (クロハゲワシ) アクイラ・アウダクス (オナガイヌワシ) アクイラ・クリュサエトス (イヌワシ) アクイラ・ファスキアタ (ボネリークマタカ) アクイラ・ニパレンスィス (ソウゲンワシ) アクイラ・スピロガステル (モモジロクマタカ) アクイラ・ヴェルレアウクスィイ (コシジロイヌワシ) ギェパエトウス・バルバトウス (ヒゲワシ) ギェプス・アフリカヌス (コシジロハゲワシ) ギェプス・ルエペルリイ (マダラハゲワシ) ハリアエエトウス・アルビキルラ (オジロワシ) ハリアエエトウス・レウコケファルス (ハクトウワシ) ハリアエエトウス・ペラギクス (オオワシ) ハリアエエトウス・ヴォキフェル (サンショクウミワシ) ハルピア・ハルピュヤ (オウギワシ) ハルピュオプスィス・ノヴァエグイネアエ (パプアオウギワシ) モルフヌス・グイアネンスィス (ヒメオウギワシ) ニサエトウス・ニパレンスィス (クマタカ) ピテコファガ・イエフェリュイ (フィリピンワシ) ポレマエトウス・ベルリコスス (ゴマバラワシ) ステファノアエトウス・コロナトウス (カンムリクマタカ) トルゴス・トラケリオトス (ミミヒダハゲワシ)
三 爬は 虫綱	
(一) かめ目	
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種
(二) とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ヴァラヌス・コモドエンスィス (コモドオオトカゲ) ヴァラヌス・サルヴァドリイ (ハナブトオオトカゲ)
にしきへび科	モレリア・アメティスティヌス (アメジストニシキヘビ) モレリア・キングホルニ (オーストラリアヤブニシキヘビ) ピュトン・モルルス (インドニシキヘビ) ピュトン・レティクラトウス (アミメニシキヘビ)

	ピュトン・セバエ（アフリカニシキヘビ）
ボア科	ボア・コンストリクトル（ボアコンストリクター） エウネクテス・ムリヌス（オオアナコンダ）
なみへび科	デイスフォリドゥス属（ブームスラング属） 全種 ラブドフィス属（ヤマカガシ属） 全種 タキュメニス属 全種 テロトルニス属（アフリカツルヘビ属） 全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
（三） わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種

（特定動物の飼養又は保管を行う目的）

第十三条の二 法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

- 一 動物園その他これに類する施設における展示
- 二 試験研究又は生物学的製剤、食品若しくは飲料の製造の用
- 三 生業の維持
- 四 次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る特定目的以外の目的
 - イ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号。以下「令和元年改正法」という。）附則第四条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた令和元年改正法第一条の規定による改正前の法第二十六条第一項の規定による許可に係る特定動物
 - ロ 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和元年政令第百五十二号）第三条第五項前段の規定による許可に係る特定動物
- 五 法第二十六条第一項の許可を受けて特定動物の飼養又は保管を行う者が死亡した場合であつて、当該者が死亡した日から六十日を経過した後において相続人が行う当該個体の飼養又は保管
- 六 前各号に掲げるもののほか、動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止することその他公益上の必要があると認められる目的

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則

(飼養又は保管の許可の申請)

第十五条 法第二十六条第二項の許可の申請は、特定飼養施設の所在地ごとに様式第十四による申請書を提出して行うものとする。

2 法第二十六条第二項の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の構造及び規模を示す図面、特定飼養施設の写真並びに特定飼養施設の付近の見取図

二 申請者（申請者が法人である場合にあつては、その法人及びその法人の役員）が法第二十七条第一項第三号のイからハマまでに該当しないことを説明する書類

三 申請に係る特定動物に既に第二十条第三号に定める措置が講じられている場合にあつては、当該措置の内容ごとに次に定める書類

イ マイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格第一一七八四号及び第一一七八五号に適合するものに限る。以下同じ。）による場合 獣医師又は行政機関が発行した当該マイクロチップの識別番号に係る証明書

ロ 脚環による場合（鳥綱に属する動物に限る。） 当該脚環の識別番号に係る証明書及び装着状況を撮影した写真

四 特定動物の飼養又は保管に係る管理の体制を記載した書類（第四項第三号の管理責任者以外に特定動物の飼養又は保管を行う者がいる場合に限る。）

五 特定飼養施設の保守点検に係る計画

3 都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 法第二十六条第二項第八号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 申請に係る特定動物の飼養又は保管を既に行っている場合における当該特定動物の数及び当該特定動物に係る第二十条第三号に規定する措置の内容に係る情報

二 法人にあつては、役員の氏名及び住所

三 特定動物の管理責任者

5～9 略

(許可の基準)

第十七条 法第二十七条第一項第二号の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 特定飼養施設の構造及び規模が次のとおりであること。

イ 特定動物の種類に応じ、その逸走を防止できる構造及び強度であること。

ロ 申請に係る特定動物の取扱者以外の者が容易に当該特定動物に触れるおそれがない構造及び規模であること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であつて、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあつてはこの限りでない。

ハ イ及びロに定めるもののほか、特定動物の種類ごとに環境大臣が定める特定飼養施設の構造及

び規模に関する基準の細目を満たしていること。ただし、動物の生態、生息環境等に関する情報の提供により、観覧者の動物に関する知識を深めることを目的として展示している特定動物であって、観覧者等の安全性が確保されているものとして都道府県知事が認めた場合にあってはこの限りでない。

- 二 特定動物の飼養又は保管の方法が、人の生命、身体又は財産に対する侵害を防止する上で不当と認められないこと。
- 三 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置が、次のいずれかに該当すること。
 - イ 譲渡先又は譲渡先を探すための体制の確保
 - ロ 殺処分（イを行うことが困難な場合であって、自らの責任においてこれを行う場合に限る。）
（飼養又は保管の方法）

第二十条 法第三十一条の環境省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

- 一 特定飼養施設の点検を定期的に行うこと。
- 二 特定動物の飼養又は保管の状況を定期的を確認すること。
- 三 特定動物の飼養又は保管を開始したときは、特定動物の種類ごとに、当該特定動物について、法第二十六条第一項の許可を受けていることを明らかにするためのマイクロチップ又は脚環の装着その他の環境大臣が定める措置を講じ、様式第二十により当該措置内容を都道府県知事に届け出ること（既に当該措置が講じられている場合を除く。）。
- 四 前各号に掲げるもののほか、環境大臣が定める飼養又は保管の方法によること。

動物の愛護及び管理に関する規則

（特定動物飼養・保管許可申請書の添付書類）

第八条 法第二十六条第二項に規定する申請書には、省令第十五条第二項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 特定動物の入手先を明らかにする書類
- 二 当該申請に係る特定飼養施設と同一敷地内に他の種類の特定動物の飼養又は保管の許可に係る特定飼養施設がある場合（当該申請と他の種類の特定動物の飼養又は保管の許可の申請とを同時に行う場合において、当該申請に係る特定飼養施設と同一敷地内に他の種類の特定動物の飼養又は保管の許可に係る特定飼養施設があることとなるときを含む。）にあっては、それらの特定飼養施設の配置図

特定飼養施設の構造及び規模に関する基準の細目

（用語）

第1条 この告示において使用する用語は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）及び動物の愛護及び管理に関する法律施行規則において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げるすべての要件を満た

すものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動することができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

ロ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては金網の目の大きさが、特定動物が通り抜けることのできないものであること。

ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

ホ 外部との出入口の戸には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

ヘ 給排水設備を通じて特定動物が外部に逸走できないよう当該設備に逸走防止措置が講じられていること。

ト 法第 26 条第 1 項の許可の申請者（以下単に「申請者」という。）が維持管理する権原を有していること。

二 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定動物の逸走を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。

ハ 柵式の施設にあっては、特定動物の逸走を防止するため、返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。

ニ 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定動物が通り抜けることのできないものであること。

ホ 電気柵を設ける場合にあっては、停電時に直ちに作動させることのできる発電機その他の設備が設けられていること。

ヘ 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定動物の逸走を容易にする樹木、構造物等がないこと。

ト 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

チ 外部との出入口の戸には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。

リ 給排水設備を通じて特定動物が外部に逸走できないよう当該設備に逸走防止措置が講じられていること。

ヌ 申請者が維持管理する権原を有していること。

三 「移動用施設」とは、特定動物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ロ 特定動物の出し入れ、給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

ハ 開口部のふた、戸等には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定動物が逸走できないよう開口部を封じることができる場合は、この限りでない。

ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定動物の逸走できない大きさ及び構造であること。

ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。

四 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げるすべての要件を満たすものをいう。

イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動することができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。

ロ 特定動物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。

ハ 特定動物の出し入れ、給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。

ニ 開口部のふた、戸等には、特定動物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定動物が逸走できないよう開口部を封じることができる場合は、この限りでない。

ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定動物の逸走できない大きさ及び構造であること。

ヘ 申請者が維持管理する権原を有していること。

(特定動物の種類ごとに定める特定飼養施設)

第2条 特定飼養施設は、次の各号に定める特定動物の種類ごとに次のとおりであること。

一 哺乳(ほ)類に属する動物 おり型施設等、擁壁式施設等又は移動用施設(前条第3号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。)のいずれかであること。

二 鳥綱に属する動物 おり型施設等、擁壁式施設等(だちょう目に属する動物に限る。)又は移動用施設のいずれかであること。

三 爬虫(は)類に属する動物 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。